

JUN通信

高木 純の市政だより



吉野川市議 高木 純

空き家 市内に2830戸



参考写真

■質問

空き家対策特別措置法が5月26日、全面施行され、倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家（特定空き家）の所有者に対して、市が撤去や修繕を勧告・命令できることになりました。勧告を受けると固定資産税の優遇を受けられなくなります。また、命令に違反したら50万円以下の過料に処せられ、強制撤去も可能となりました。

吉野川市では「空き家」は年々増えており、25年に実施された住宅・土地統計調査によると、市内の空き家の総数は2830戸（うち売却用50戸）で、そのうち腐朽・破損ありの住宅が480戸あるという結果が出ています。吉野川市の総戸数は15450戸ですから18.3%が空き家ということになります。

特別措置法では治安や防災上の問題が懸念される空き家を「特定空き家」として、その判断基準は、「建物が傾いていたり屋根や外壁が落ちたりする恐れがある。ごみが放置され、衛生上、有害となるおそれがある。多数の窓ガラスが割れたままになっている場合や庭の木の枝が道路にはみ出し歩行者の通行を妨げている場合」となっています。

先に挙げた、住宅・土地統計調査、そのなかで腐朽・破損ありの住宅480戸が全て特定空き家に該当するものではありませんが、少なくとも「特定空き家」の候補となりうる「空き家」であり、市が判断する対象となります。

空き家対策特別措置法

有害な空き家は強制撤去も

有害で危険な空き家は強制撤去するという「空き家対策特別措置法」が施行されました。吉野川市では年々空き家が増加しており、25年調査では市内にある総戸数の18%が空き家です。法律の施行を受けて今後どのように進んでいくのか質問しました。

「特定空き家」と判断できる「廃屋」は市内に点在していると考えられますが、これらの調査を含めて、今後法律の施行を受けてどのように進んでいくのでしょうか？

また、市内には、付近住民にとって有害な空き家が現に存在しており、「特別措置法」により一刻も早い強制撤去を望んでいます。

調査するまでもなく、付近住民から連絡があったら、明らかに「特定空き家」と判断される場合は「特別措置法」にのっとって、すぐに対処するのでしょうか？

■答弁

全体的には実態把握から始まり、空家等の対策計画の策定まで2～3年の期間が必要だが個別の案件については、法が施行されているので実施は可能です。

しかし、「特定空き家」として認定すると、個人の所有権を侵害する恐れがあるので、「特定空き家」の判定表等の詳細な基準が国から示されてからの実施になると考えます。また、実施にあたっては、個々に難しい状況が想定されるので、「特定空き家」等を認定する機関として、協議会の設立など組織づくりが必要となる。これについては、今年度中を目処にします。



参考写真

長時間並んだのに買えなかった 苦情殺到のプレミアム商品券

四月に販売された「阿波とくしま商品券」は「長時間並んだのに買えなかった」、「いくら電話をかけても繋がらなかった」など苦情が殺到しました。9月に販売予定の吉野川市単独のプレミアム付商品券は、先着順で販売した場合、短期間で完売が予想されることや、販売日に都合がつかず購入できない方が多数いること。また、販売会場が混乱し購入に時間がかかり、高齢者やお子様連れの方には負担が大きいことから、往復はがきによる事前受付を行い、発行数を超えた申し込みがあった場合は抽選で決めることになりました。